

道路幅員証明の申請について

1. 必要書類

(1) 申請書（2部）

太枠の部分のみ記入してください。

申請者は運送事業を営もうとする者になります。

押印は不要です。

申請場所は、市道に面する車両出入口にあたる土地の地番を記入してください。路線番号は市役所5F 道路管理課窓口端末及びインターネットで公開している船橋市道路情報公開システムにて確認し記入してください。

※船橋市道路情報公開システムは船橋市ホームページで「道路情報公開システム」と検索するか、右の二次元コードを利用してください。



(2) 案内図（2部/A3もしくはA4）

駐車場の位置が解る縮尺の地図に駐車場部分を朱線で囲み、道路幅員証明部分（駐車場出口前市道部分）を「⇄」朱書きしてください。

(3) 公図（2部/原本 1部、コピー1部/A3もしくはA4）

千葉地方法務局船橋支局で取得した最新（発行1ヶ月以内）のものを使用してください。

※道路と車庫が別の公図に載っている場合、両方の公図写が必要になります。

駐車場部分の土地を朱線で囲み、道路幅員証明部分（駐車場出口前市道部分）に「⇄」を朱書きしてください。

2. 提出にあたって

1の順序通りに重ねてホチキスで綴じて市役所5F 道路管理課窓口で提出してください。

個人の場合本人、会社の場合社員。なお有資格者（行政書士等）を代理人としてもかまいません。

3. 受取にあたって

道路管理課窓口での受取となります。1部あたり300円の手数料が必要ですので受取の際に現金でご用意をお願いします。なお、現地調査を伴うため申請を受けてから証明発行まで2週間位の時間を頂いております。

4. その他の諸注意

(1) 消せるボールペンでの記入はできません。

(2) 証明する道路が複数ある場合は、道路ごとに申請書が必要です。

(3) 車両出入口に面する道路が私道の場合は、その道路を経て最初に通行する市道の場所が証明の道路（場所）になります。